



# JAL不当解雇撤回ニュース

No506 号 2016.09.28  
発行: JAL 解雇撤回国民共闘事務局  
連絡先: 航空労組連絡会事務局  
〒144-0043 大田区羽田 5-11-4  
フェニックスビル内  
TEL: 03-3742-3251 FAX: 03-5737-7819  
<http://www.jalkaikotekai.com>

## 最高裁 JAL の不当労働行為を断罪 勝利の決定受け、CCU・乗組、原告団が声明

速報(JAL 不当解雇撤回ニュース 505 号)の通り 9 月 23 日付で最高裁は、日本航空の不当労働行為を断罪する「上告棄却」、  
「上告不受理」の決定を下しました。この決定を受けて当該の CCU と日航乗組、及び原告団は、9 月 27 日、厚労省にて記者会見  
を開き、不当解雇撤回争議の早期全面解決を求める声明を発表しました。長文ですが、声明の全文を紹介します。

### 日本航空「不当労働行為事件」最高裁上告棄却、労働組合勝利確定を受けて (声明)

日本航空乗員組合  
日本航空キャビンクルーユニオン

2016 年 9 月 23 日最高裁判所は、2015 年 6 月 18 日に出された東京高等裁判所の判決を支持し、日本航空に  
対して上告棄却、上告不受理の決定を下しました。この決定により、日本航空の更生管財人であった企業再生支  
援機構のディレクターらが日本航空乗員組合ならびに日本航空キャビンクルーユニオンの両組合に対して行った  
発言が、労働組合の運営に対する支配介入の不当労働行為(労働組合法第 7 条 3 項違反)に該当するという高裁  
判決が確定し、会社の敗訴が決定しました。

この事件は、日本航空の運航乗務員、客室乗務員 165 名の整理解雇が行われる過程において起きたもので  
す。2010 年 11 月 16 日、整理解雇に関する労使協議の場において、企業再生支援機構の飯塚孝徳ディレクター  
及び加藤慎管財人代理が「争議権が確立した場合には 3500 億円の出資はしない」と発言し、争議権投票に介入  
し労働組合の自主的な運営を脅かしました。その後、日本航空は両組合からの解雇回避提案を受け入れず、2010  
年大晦日に非情にも整理解雇を強行しました。

今回確定された高裁判決は、憲法 28 条にも触れ「会社の存続自体を危うくする場合でも、組合への支配介入は  
認められない」「争議行為を阻止したいのであれば、組合との間で何らかの妥協を図るしかない」とし、争議権投票  
は組合の在り方そのものを問う極めて重要な活動であり、管財人の行った労働組合への介入行為は違法であると  
断罪しました。今回の最高裁の上告棄却の決定は、会社更生手続下における整理解雇の手続きに重大な違法行  
為があったことを認めたものであり、整理解雇の正当性が改めて問われることになりました。

両組合は、この支配介入下で行われた整理解雇問題を国際労働機関(ILO)に訴え、これまで 3 度にわたる勧告  
が出されてきました。ILO は結社の自由の立場から、労働組合への介入は許されないこと、また解決するまで日本  
航空を監視下に置くことを表明しています。また、ILO の勧告を受け、塩崎厚生労働大臣(当時)は国会答弁で「整  
理解雇された職員の再雇用に関する事項についても、まず労使の当事者が自主的に解決に向けて努力しなければ  
ならないということに尽きると思います」「話し合いがしっかりされるものかどうかということも注視していきたい」と発  
言し、日本政府の見解を示しています。

職場では、多くの組合員が解決に向けた交渉が必要であるという考えを示しています。日本航空は、最高裁判  
所の決定を真摯に受け止め、解雇争議の早期解決に向けて労使協議を直ちに開始し、この解雇問題を全面的に  
解決すべきです。私たちは、労使関係の正常化を図ることこそ、日本航空の安全基盤を築き、健全な発展に繋がる  
と確信しています。

## 日航 不当労働行為 確定



【写真】記者会見にて声明を発表。写真左より津恵国民共闘事務局長、堀弁護士、内田客乗原告団長、古川 CCU 委員長、篠崎日航乗組委員長、船尾弁護士、山口パイロット原告団長(9月27日 厚労省記者クラブにて)

### 不当労働行為断罪の高裁判決を確定した最高裁決定を真摯に受け止め 日本航空は解雇争議の解決交渉を即刻開始せよ (声明)

JAL 不当解雇撤回パイロット争議団  
JAL 不当解雇撤回客室乗務員争議団

私たち 165 名の整理解雇が強行された 2010 年大晦日から 5 年 9 ヶ月が過ぎようとするなか、最高裁判所(第二小法廷・裁判長小貫芳信、裁判官鬼丸かおる・山本庸幸)は 9 月 23 日、会社側の上告を棄却・不受理とし、不当労働行為を断罪した東京高裁判決(2015 年 6 月 18 日、第 14 民事部 須藤典明裁判長)を確定する決定を下しました。企業の利益優先の不当な判決が相次ぐなか、労働者の団結権とそれを保障する憲法 28 条に照らして不当労働行為を断罪した高裁判決は、労働組合の勝利となる画期的な判断内容です。

この事件は、整理解雇問題が焦点となっていた 2010 年 11 月 16 日の労使協議の場において、企業再生支援機構(現:株式会社地域経済活性化支援機構)の飯塚孝徳ディレクター及び加藤慎管財人代理が整理解雇阻止の争議権投票を実施していた日本航空乗員組合と日本航空キャビンクルーユニオンに対し「争議権を確立した場合には、企業再生支援機構は 3500 億円の出資はしない」「出資がなければ二次破綻になる」といった虚偽と恫喝で労働組合の争議権に介入した明確な不当労働行為でした。

両労組が救済を申し立てた東京都労働委員会(都労委)は不当労働行為と認定し、日本航空が不服として取り消しを求め行政訴訟となりましたが、東京地裁・東京高裁ともに棄却、そして今回の最高裁決定でも棄却され会社の敗訴が確定しました。ILO もこの不当労働行為事件と整理解雇事件を重視し、労使協議で解決することを求めた勧告を三度にわたって発出し、国会では塩崎厚生労働大臣も ILO 勧告を踏まえて解決に向けた労使協議を注視すると答弁しています。しかしながら、労働組合が解決交渉を求めても、日本航空は形式的交渉を繰り返すのみでその要請に未だ応えていません。

2010 年 1 月 19 日の日本航空経営破綻に伴い、更生管財人として東京地裁から選任された企業再生支援機構によって大規模な人員削減計画が策定され、その実行過程で、公平・公正であるべき立場の管財人らが労働組合に支配介入した違法行為は前代未聞と言えます。

私たちの整理解雇事件については、2015 年 2 月の最高裁決定で東京高裁の請求棄却判決が確定していますが、今回の不当労働行為事件が会社敗訴となったことから、両事件の関係性においても整理解雇の正当性が改めて問われなければなりません。日本航空は最高裁決定を真摯に受け止め、解雇争議の解決交渉を即刻開始し労使関係の正常化と安全運航の確立に傾注すべきです。

私たち争議団は、5 年 9 ヶ月の闘争を通して広がった国際・国内の運動と今回の最高裁決定を力に 1 日も早い争議解決に向け引き続き全力で取り組みます。